

○関東地方整備局告示第三百五十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年十月八日

関東地方整備局長 石川 雄一

第1 起業者の名称 埼玉県

第2 事業の種類 県道葛和田新堀線新設工事（埼玉県熊谷市高柳字茶屋坪地内から同市新堀字古堀東地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 埼玉県熊谷市高柳字茶屋坪及び字神明坪並びに新堀字古堀東地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、埼玉県熊谷市高柳字茶屋坪地内から同市新堀字古堀東地内までの延長325mの区間（以下「本件区間」という。）における「県道葛和田新堀線新設工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道であることから、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道葛和田新堀線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により埼玉県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により埼玉県が道路管理者であることなどから、起業者である埼玉県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を

有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、埼玉県熊谷市葛和田地内を起点とし、同市新堀地内を終点とする延長8.2kmの路線であり、一般国道17号や一般国道407号等の広域幹線道路と接続し、熊谷市街地への交通集中を分散させるとともに、地方都市間を相互に結ぶことを目的として整備を進めている。

本路線の周辺では、3地区の土地区画整理事業が完成しており、東日本旅客鉄道株式会社高崎線籠原駅周辺地域における発展が着実に図られてきたことから、人口増加に伴い交通量も増加している。

しかしながら、本件区間は未整備であり、一般国道17号と未接続であることから、本路線の交通が県道原郷熊谷線へ直接流入し、市道121号線及び県道新堀尾島線（以下「各路線」という。）を經由して一般国道17号に接続している状況にある。

このため、各路線では、朝夕の通勤時間帯を中心に激しい交通混雑が発生し、交通事故も多発するなど、交通機能が著しく損なわれている。また、本件区間周辺には、小学校等の教育施設が立地しており、通学路としても利用されているため、学生をはじめとする歩行者等の安全な通行が確保されていない状況にある。

起業者が平成26年9月に実施した交通量調査によると、自動車交通量、混雑度、最大渋滞長は、市道121号線の同市新堀地内では、12,214台/日、1.44、225m、県道原郷熊谷線の同市新堀地内では、10,565台/日、1.51、284m、県道新堀尾島線の同市新堀地内では、6,540台/日、1.19、177mとなっている。いずれの路線も交差点間が飽和している状況であり、県道原郷熊谷線においては、交差点2区間が連続して渋滞している状況である。

本件事業の完成により、本路線が一般国道17号と接続し、各路線の通過交通等を

分担することから、各路線の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通が確保されるとともに、本件区間周辺における歩行者等の安全な通行の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成27年2月に、同法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準を満足するとされている。

また、起業者が平成26年に任意で実施した調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ等が確認されているが、営巣は確認されなかったこと、周辺には繁殖する環境もないことなどから、影響は軽微であるとされている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているイヌノフグリ、準絶滅危惧として掲載されているコイヌガラシが確認されているが、周辺に同様の生育環境が広く残されていることなどから、影響は軽微であるとされている。加えて、起業者は、本件事業中に希少動植物が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺跡等が発見された場合は、起業者は埼玉県教育委員会と協議を行い、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、各路線における交通混雑の緩和等を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第3級の規格に基づき、2車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例（平成24年埼玉県条例第70号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和55年7月1日に都市計画決定され、平成15年10月31日及び平成20年11月28日にそれぞれ変更決定された都市計画と、起終点の交差点形状を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、各路線は交通混雑が発生しているなど、交通混雑の緩和等を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、熊谷市より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられて

いることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 埼玉県熊谷市役所